

「DNA鑑定の実務」見学会—鑑定科学技術センター訪問—

会員 佐藤 由紀子 (63期)

1 はじめに

2013年12月14日、当会人権擁護委員会主催の「DNA鑑定の実務」見学会で、一般財団法人材料科学技術振興財団鑑定科学技術センター(*)を訪問した。

当財団は、先端的な科学分野における新材料に関する基礎的研究を行うとともに、新材料の解析評価を実施する機関で、2010年、その中に、科学の眼で、安心・安全をサポートすることを目的として鑑定科学技術センター(以下「センター」)が設置された。私たちの仕事にかかわる分野としては、DNA鑑定、薬物検査、文書鑑定、指紋鑑定などがある。施設は、多摩川のほとりの自然豊かな場所にあり、広大な敷地の中に1号館から7号館までの建物があって、その各建物の中には最新鋭の設備がそなえられているということであった。最初に、センターの概要や経営理念、事業内容などの説明を受け、その後、施設を見学させてもらった。

*鑑定科学技術センター

東京都世田谷区喜多見1-18-6
一般財団法人材料科学技術振興財団内
TEL 0120-727-551



全体講義

2 薬物検査の施設の見学

まず、薬物検査の施設を見せてもらったが、大学の研究室では手が出せないような高額な検査のための機械がいくつも入っており、最先端の検査ができるとのことであった。そして、この薬物検査部門では、各大学の法医学教室と提携して、乱用薬物検査、中毒薬物検査などを受託していると説明を受けた。法医学分野では、現在の日本は、死体の解剖率が10%を少し超えるくらいだそうである。そして、過去の犯罪の見逃し案件43件中11件が薬物に関連したものであるということで、解剖率をもっと上げていくとともに、センターでは、薬物検査について今後さらに充実させて協力していくということであった。また、救命救急分野では、救命救急センターに搬送される約15%から20%が薬物中毒関連であるにもかかわらず、現在、薬物分析ができる施設が全く足りていないので、この分野でも活躍が期待できるとのことであった。専門用語が飛び交っており、私にはちんぷんかんぷんだったが、日本における最先端の技術が集結していることがうかがえた。

3 DNA鑑定の施設の見学

次に、DNA鑑定の施設を見せてもらった。ここでは、普段は入ることができないクリーンルームに特別に入れてもらったが、白衣を着て、ビニール手袋、マスク、帽子を装着するなど完全防備で、さらにエアシャワーを経て、やっと施設に入ることができるといった厳重ぶりであった。正確な検査を行うためには、検査対象や物品の管理などを厳しく行う必要があることを説明していただき、また、それを実際の目で見て、信頼できる検査をするためには徹底して管理



DNA鑑定を行うクリーンルームに入室体験

を行う必要があるのだということがよく分かった。様々な装置を見せてもらい、また、実際のDNA鑑定の手法を説明してもらい大変勉強になった。DNA鑑定で、現在最も利用されているのはSTR型と呼ばれるものということ、また、DNAには2～6個の塩基がある配列を繰り返している領域（STR：ショートタンデムリピート）があり、この4塩基の繰り返し回数は個人で異なることが多いため、この繰り返し回数をDNA型（STR型）として個人識別に利用していることなどを教えてもらった。そして、人には22対の常染色体+1対の性染色体があり、15箇所のDNA型を調べることで、地球上に存在する人よりはるかに多くの人の中から1人を見極めることができるほどの識別力があるということであった（但し、一卵性双生児を除く）。DNA鑑定も日々進化していることを実感させられる興味深い話であった。そして、DNA鑑定については、未だ様々な問題が残っており、そのDNA鑑定が信用に足るものかをまず見極める必要があることも教えていただいた。そのためには、①鑑定書にエレクトロフェログラムが添付されているか、②鑑定証人として公判に出頭させることができるか、などのチェックが大切だということだった。DNA鑑定は、刑事事件において決定的な証拠として用いられることもあり、また、親子鑑定ではセンシティブな面にまで踏み込むことになるため、DNA鑑定をどういうものかを知らずに安易に疑うことなく信用してしまうことが危険なこともよく分かった。

4 文書鑑定の施設の見学

最後に、文書鑑定の施設を見学した。ここでは、数字の改ざんの事実を明らかにするための一つの手法として、改ざんが疑われる筆跡にスペクトルカメラで反射光を測定し、各波長ごとの像を取得するというやり方を見せてもらった。肉眼で見ると「4」を表している数字が、波長500nm（ナノメートル）では「4」のままなのに、波長750nmでは「1」に変わり、もともと「1」だった数字が「4」に改ざんされたことが明らかにされた。文書の偽造は、なかなか肉眼では見抜けられないことも多いので、このようなインクの分析で偽造が明らかになれば真相の究明にもつながるとのことであった。もっとも、科学分析で、当該文書がいつ作成されたのかまでは、今のところ証明することができないとのことであった。そのようなことが可能になる日が来れば、対立する当事者の言い分だけではなく、もっと真実に近づくことができるようになるかもしれない。



解説をする押田氏（右から3人目奥）

5 押田茂實先生の講義

施設見学を終え、最後に、センター顧問で日本大学医学部名誉教授（法医学）の押田茂實氏が「科学技術の進歩と鑑定」というテーマで講義をしてくださった。押田氏は、様々な刑事事件で、ずさんな証拠に基づいて下された判決に異議を唱えDNA鑑定書などを提出し、とくに、足利事件では無罪に大きく貢献した方である。数多くの刑事事件に、問題意識を持って取り組んでおられる押田氏の話はとても

News & Topics

心に響くものであった。また、押田氏は、難しい内容を分かりやすく、しかも、興味がわくようにうまく説明して下さり、大変勉強になった。御巢鷹山日航機墜落事故の現場で陣頭指揮を執って遺体の識別を行った話や、法医学の分野で数々の司法解剖やDNA鑑定を行ってきた観点からみて袴田事件にはどういう矛盾点があるのかといった話には、参加者全員が聞き入っていた。

6 最後に

短い時間ではあったが、普段は触れることができない科学技術という分野に触れることができ、また、科学技術をう

まく利用してよりよい紛争解決に近づく道筋を知ることができ、有意義な見学会となった。



DNA鑑定実施手順の解説を受ける一同

沖縄調査報告

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 はじめに

当会人権擁護委員会の沖縄問題対策部会では、毎年、沖縄弁護士会や沖縄の自治体、住民の方などのご協力のもとに2泊3日での沖縄視察調査を行なっている。2013（平成25）年度も、部会員を中心に10名の参加者をえて、2014（平成26）年1月17日（金）から19日（日）までの



普天間米軍基地に待機するオスプレイ

日程で調査を行なった。

第1日目：普天間基地を嘉数高台公園から一覽したのち宜野湾市役所を訪ね基地渉外課の職員の方からオスプレイ配備後の状況などにつきお話をうかがった。その後、普天間米軍基地爆音訴訟団事務所を訪ね、爆音訴訟の現状につきお話をうかがった。夜、沖縄弁護士会の方々との交流会を行なった。

第2日目：辺野古の埋立て予定地を視察し、現地での反対運動のテントを訪問した。

沖縄県は、面積では日本の国土の0.6%にすぎないのに在日米軍の基地の75%が集中して偏在しており、基地があることによる被害、矛盾が日本の中で突出して現われている。オスプレイの配備も地元の納得がえられないまま行なわれたし、辺野古の埋立て、基地化も、やはり地元名護市民の了解のないまま強行されようとしている。

2 オスプレイの飛行実態，辺野古の現状

宜野湾市役所でオスプレイの飛行実態をうかがった時のこと、自治体の調査によると、2013（平成25）年10月の1ヶ月間で、245件の飛行情報のうちで日米合同委員会での合意の趣旨に反する飛行（学校や病院を含む人口密集地域上空等を飛行したり、22時以降に飛行する）が172件あったという。これが正しいとすれば、地元の詳細をえざに配備されたのちの飛行実態も約束違反だということになる。ところが、このことを国（沖縄防衛局）に訴えても、沖縄防衛局としてはそうした飛行を確認していない、として解決策を講じようとはしない、とのことである。本来ならば、日米合同委員会での合意に対する違約の有無を丹念に調査し、違約の事実があれば是正を米軍に求めるのが日本国民を守るべき政府のあり方である。しかし現実はそのではなく、国民の犠牲のもとにアメリカを守るという立場になってしまっている。



辺野古区 キャンプシュワブ前にて

普天間基地へのオスプレイの配備については、2013（平成25）年2月25日付で、配備撤回等を求める東京弁護士会の会長声明が出されているが、この声明は無視されている。

また、辺野古の浜辺には、従前米軍が基地用地との境界に金網のフェンスを設置していたが、最近になってこのフェンスの土台がコンクリートでしっかり固められたとのことであり、米軍の強い姿勢がうかがえる。



普天間米軍基地爆音訴訟団事務所にて

3 誰のための基地か

ところで、根本的な問題は、日本に、なぜ米軍の基地があるのか、という点である。在日米軍は日本を守るのか。そのためには、沖縄県民をはじめとする基地周辺に住む国民が甚大な被害を我慢しなければならないのか。また、在日米軍は極東における国際の平和及び安全の維持に寄与しているのだろうか、そのためには、沖縄県民をはじめとする基地周辺に住む国民は甚大な被害を我慢しなければならないのか。核兵器の登場している現代において武力で平和が本当に維持できるのか、武力に頼らず外交、文化・経済的交流などを通じて平和を維持する方向をもっともっと真剣に検討すべきではないのか。

さらに、法律専門家たる弁護士の役割についてである。弁護士会としても基地があることによって生じるさまざまな人権侵害行為を取り上げてきた。また、今後は、平和的生存権（イラク訴訟における名古屋高裁平20・4・17判決でも権利として承認されている）に基づく主張も力をえようと思われる。しかし、何といたって根本的なところは、日米安全保障条約に基づく米軍の駐留が憲法9条に違反する、という点である。立憲主義を高らかに唱える弁護士会であるならば、国民の先頭に立って、基地は憲法9条に違反するのだ、ということをごここで声を大にして主張すべきである。

シンポジウム「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」

両性の平等に関する委員会 副委員長 山崎 新 (62期)

両性の平等に関する委員会で企画した、「DV被害者支援の現状と課題、そしてこれから」と題したシンポジウムが2014年1月18日(土)に開催され、約160名の参加を得て盛況のうちに終了した。被害者支援にかかわる行政や民間の支援者に多く参加していただき、アンケートでは現状と課題について多くの実践的な意見や提案が見られた。弁護士にとっても、DV被害者のニーズを考える良い機会となった。



シンポジウムの様子

●被害者の声を聞く 加藤明美さん(仮名)

一時保護の経験がある30代女性の加藤明美さん(仮名)は、相談したときの様子についてこう語る。「子どもに対する暴力もあったので、行政の相談員から『このまま子どもだけ私たちに預けるか、あなたも保護されるかのどちらかです。あなたが家に戻るといふなら子どもさんとは連絡が取れなくなりますので』と言われ、『あなたも保護を受けるなら、この場で仕事を辞めると職場に連絡してください』と言われ、その部屋も出られずに4時間悩みました。」

加藤さんは一時保護を決めるが、その後、夫のもとに戻ってしまう。そして、再度の暴力…。再度の避難は行政の一時保護を受けないという選択をした。「また仕事も辞めて、全く知らない土地で暮らし、すべてを一からやり直さなければならないというのは、とても想像できなかった。一時保護はあきらめました。」

アパートを借りて子どもと生活するという道を選んだため、幸いにも夫の追跡はなかったが、恐怖や不安は絶えなかったという。「子どもはその後精神的に不安定になりました。生活が安定するまでには長い時間がかかります。」

その過程で被害者を孤立させないような支援が必要だと思います。」

東京都での一時保護はほとんどが東京都女性相談センターで受け入れるが、その間の通勤や子どもの通学が認められていない。専業主婦ならともかく、既婚の就労女性はパートや派遣など有期雇用が多い。長期の休業を快く認める会社は少ないだろう。避難=退職=生活保護受給という典型的なコースは、DV被害者に「女性の貧困」という問題も負わせることになる。

また、一時保護中は携帯電話は施設に預け、外出もほとんどできないなど、外部との連絡は厳しく制限されている。こうした運用の問題は以前から指摘されていたが、「安全」と引き換えに制限を受け入れざるを得ないのが現状である。

●民間支援団体として

近藤恵子さん(NPO法人全国女性シェルターネット)

民間のDV被害者支援のパイオニアである近藤さんは

「DV被害の相談件数はうなぎのぼりですが、一時保護件数は横ばい又は微減です。背景には一時保護制度の使いづらさがあります。」「やっとのことで相談しても、窓口で都道府県や市町村へとたらいまわしにされ、必要な支援にたどり着けず、当事者が安全な場所へ避難できていない。」と行政の問題を語る。また、地域間の支援格差も大きく、行政と民間の間でも支援に差ができてきているという。

さらに、保護命令制度についても「東京地裁は認容率が低く、全国平均を引き下げています」と苦言を呈する。「今必要というときにすぐに保護命令を発令する緊急保護命令を認めてもらいたい」「保護命令の要件を緩和してもらいたい」「(接近禁止等命令が6か月、退去命令が2か月という)保護命令の期間の延長」を改善点としてあげた。

●配偶者暴力相談支援センターとして 納米恵美子さん(横浜市)

男女共同参画センターの指定管理団体である公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の納米さんは、次のように語った。

横浜市では、区福祉保健センター(福祉事務所)、男女共同参画センター、こども青少年局児童虐待・DV対策担当(統括調整部署)の3者を、横浜市DV相談支援センターとして位置づけ、福祉部門と男女共同参画部門の連携により、3者が一体的にDV相談支援センターとしての機能を果たすことで「相談、安全確保から自立までの切れ目のない支援」を目指している。

しかし、区福祉保健センター(福祉部門)と男女共同参画センター(男女共同参画部門)は、それぞれの組織の成り立ち、目的、業務内容等が異なることから、連携を円滑に進めていく上での違いが明らかになってきた。

その違いを踏まえ、より連携の効果を発揮していくために、両部門の相談員が相互に情報共有や意見交換をできる機会を設けたり、相談票を統一したりなどの工夫を行っている。

●研究者から 戒能民江さん(お茶の水女子大学)

DV防止法研究の第一人者である戒能さんは、次のように語った。

DV防止法の構造的問題は、既存の関連法制度や地域の社会資源を組み合わせて活用する「関連法活用型」の法律であり、DVセンター(配偶者暴力相談支援センター)も既存の施設に「機能」をもたせただけのもので独自のシステムがない点である。また、一時保護も売春防止法の婦人保護事業に依拠していることから、女性差別的な法構造が維持されたままになってしまっている。そのため、「DVセンターの措置権限や責任の所在を明確にすること」が必要であると述べた。さらに「地域間の格差」や「相談員の身分保障」も課題としてあげた。

また、児童福祉や高齢者福祉と並ぶ「女性福祉」の視点から「女性支援法」などの立法が必要であるが、現行法でもできることとして、「行政裁量をコントロールする一定の基準(ガイドライン)の策定が必要」と結んだ。

●私たち弁護士も支援者の一員

弁護士が関わるのはDV被害者支援のごく一部だ。典型的な例をあげれば、DV被害者は、「これはDVだ」と自覚するところからスタートし、子どもを連れて配偶者の元を離れ、生活の本拠を構え、当面の生活のための計画を立て、精神的な傷を癒し、子どもの学校環境を整え、単親世帯として自立していくという長い長い道程がある。被害者がこれらをひとりで乗り越えるのはとても難しく、すべての過程で公的・民間の支援は必須である。

今回のシンポジウムでは、被害者のニーズにあった仕組みづくりのためにDV防止法の更なる法改正を目指すべきこと、課題山積の中で弁護士も他の支援者と連携し、工夫できることが多いということがわかった。

今後当委員会では、女性支援ネットワーク会議として主にDV被害者支援のための行政と民間との連携を図るなど、他の支援者との連携を深めていきたい。

クラス別研修の実施状況について

2013年度 副会長 相川 泰男 (41期)

2013年度 副会長 石本 哲敏 (42期)

クラス別研修は、主として第65期修習を修了した新規登録弁護士会員を対象に、2013年から初めて義務研修として実施された。

20クラスが編成され、350人の会員が研修を受講した。7回の研修のうち、履修要件となる3回以上出席した会員は342名にのぼり、高い履修率となった。反面、出席率は、回を追うごとに低下し、最低限の3回だけ出席した会員が116名にのぼった。2014年度以降は、いかに受講者の出席を確保するかが検討課題である。

研修内容は、民事事件の相談から解決までの概要(1)・(2)、労働、離婚、消費者、相続、借地借家という実践的なものであった。

受講者の評判は、体験談が聞けて有意義だった、同期会員との横のつながりや、担任・副担任の会員との縦のつながりができてよかったといったものが多かった。

2013年度は、年度当初に会員の不祥事が大々的に報道されたことをうけ、当会の理事者（会長、副会長、監事）



クラス制修了懇親会の様子

が手分けをして各クラスに参加し、15分程度時間をもらって市民窓口の苦情と会員不祥事の防止についての話をさせてもらった。

当会としても初めての試みであったので、手探りの状態であったが、無事1年間のスケジュールを消化し、2月12日には、修了懇親会も行われた。